

# STOP滞納!!

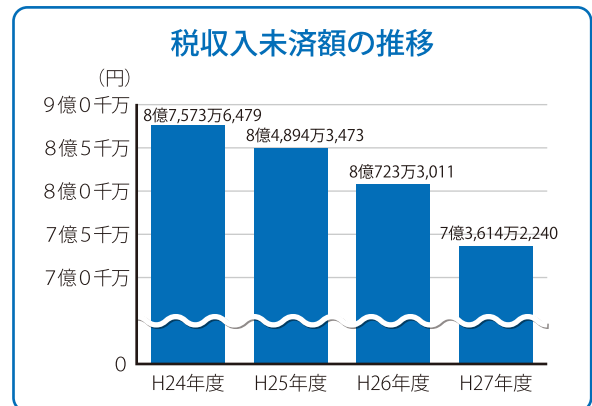
# 税の滞納、許しません!

●問合せ先

収納課収納係 ☎72-2111内線132

## ◆市税の収納率と滞納状況

平成27年度末の税収入未済額は、約7億3600万円でした(右図参照)。市の取組などにより、税収入未済額は年々減少しているものの、依然として滞納者が多く存在しています。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、充実した住民サービスを提供するための財源が失われてしまうほか、期限内に納税している人との公平性を欠くことになります。市は今後も滞納処分を強化し、滞納額の圧縮を図っていきます。



## ◆市税差押件数(平成25~27年度実績)

(単位: 件)

年度	預貯金	給与・賞与	生命保険	国税還付金	動産・その他の債権	不動産	合計
H25	199	38	20	25	7	46	335
H26	157	35	11	21	13	61	298
H27	176	84	16	52	9	69	406

その他の債権には、現金、損害保険、売掛金、不動産家賃が含まれます。動産は、1件につき、数点から数十点の物品を差し押さえています。

## ◆滞納処分の流れ

税金を滞納すると、滞納している人の財産(動産、不動産、預貯金、給与、生命保険など)を調査し、滞納処分(差押え、換価、配当)を行います。

### 督促

納期限までに完納されない場合、督促状により督促を行います。

### 財産調査

官公庁・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して、財産調査を行います。

### 搜索・差押え

財産調査や搜索により発見した滞納者の財産を差し押さえます。

### 換価

差し押さえた財産は公売、取立てにより換価され、税金に充てます。

### 財産調査

地方税法・国税徴収法に基づき行われるもので、金融機関などの関係機関は協力義務があります。個人情報保護法には抵触せず、プライバシーの侵害にはなりません。

### 搜索

必要がある場合は、滞納者の住居などに立ち入り、公売可能な財産を探して差し押さえます。搜索により差し押さえられた動産は、公売会やインターネット公売により換価し、税金に充てることとなります。

### タイヤロックの実施

タイヤロックとは、差し押さえた自動車のホイールを専用装置で固定し、運行を不可能にする措置です。



市では、度重なる催告に反応がなく、納付をしない滞納者に対して、「タイヤロック」による自動車の差押えを実施します。

## 11月～12月は「ストップ滞納！！県下一斉徴収強化月間」

市では、福岡県や県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、11月～12月を「県下一斉徴収強化月間」としています。

期間中は、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えなどの滞納処分の強化、合同公売会・不動産公売会などさまざまな徴収対策に取り組めます。



～わすれていませんか「納税」を～

## 平成28年度久留米朝倉地区・県市町村合同公売会

県税事務所や久留米・朝倉地区の市町村が合同で、差押物件の公売会を実施します。

- 日時 11月27日(日)  
午前10時入札開始(開場 午前9時30分～)
  - 会場 コスモスプラザ2階  
(朝倉郡筑前町篠隈373番地)
  - 出品物 美術品・家電品・日用品など
  - 公売方法 入札
  - 必要なもの  
購入代金・本人確認書類(運転免許証など)・印鑑  
・委任状(代理人の場合)
- ※出品物の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください  
だか、収納課までお問い合わせください



昨年の合同公売会の様子

## 税の滞納Q & A

**Q1** 連絡や承諾なしに、いきなり財産の差押えを受けました。このようなことは許されるの？

**A** 督促状などで早期の納税をお願いしているにも関わらず納付されない場合は、納期限内に納付している人との公平性を保つため、財産の差押えを行います。法律では、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないことになっており、この場合、本人に対して、差押えの事前連絡や同意は必要ありません。

**Q3** 市税の納期限を過ぎていて、コンビニエンスストアで納付できませんでした。どうすればいいですか？

**A** コンビニエンスストアで納付書を使用できるのは、納期限までです。期限が過ぎた場合は、金融機関(納付書裏面に記載)で納付してください。

**Q2** 税金を滞納したまま亡くなったらどうなりますか？

**A** 滞納者が死亡した場合、借金などと同様に、民法に従って、配偶者や子などの相続人へ死亡者の滞納金が引き継がれます。そのまま放置しておくことになり、相続人の財産が差押えなどの滞納処分を受けることとなります。相続しない場合は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所で相続放棄の手続きをとる必要があります。プラスの財産だけを相続するということはできませんのでご注意ください！

**Q4** 滞納額が少額なら差押えはされませんか？

**A** 滞納額に多い少ないはありません。少額であっても財産があれば差押えを行います。